

OTC デリバティブ清算業務における金銭で預託を受けた清算預託金の保管方法の追加等に係る制度要綱

2018年12月19日
株式会社日本証券クリアリング機構

I. 趣旨

現在、当社は、清算参加者等から金銭で預託を受けた清算預託金（以下「金銭担保」という。）について、その全額を信託銀行へ信託設定を行うことにより保管しているが、今般、現在の信託銀行への信託設定による方法に加え、日本銀行の当座預金口座への預金による方法を新たに追加する等の見直しを行う。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 金銭担保の保管方法の追加 (1) 日本銀行の当座預金口座への預金による方法の追加 (2) 金銭担保の保管方法の届出 (3) 日本銀行での金銭担保保管上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭担保の保管方法について、現在の信託銀行への信託設定による方法に加え、日本銀行の当座預金口座への預金による方法を新たに追加する。 ・ 日本銀行の当座預金口座への預金による金銭担保の保管を希望する清算参加者及び清算委託者は、あらかじめ当社にその旨を届け出るものとする。 ・ 日本銀行での金銭担保の保管額には、清算参加者又は清算委託者ごとに、当社が定める上限額を設定する。 ・ 金銭担保の保管先として日本銀行を選択した場合においても、日本銀行での金銭担保保管上限額を超過した金額については、信託銀行への信託設定による方法で保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭担保の保管方法の変更は、四半期ごと（4月、7月、10月、1月）に可能とする。保管方法変更の届出は、変更の前々月20日までにを行う。 ・ 清算委託者は受託清算参加者を通じて届出を行う。 ・ 日本銀行での金銭担保保管上限額は、当初証拠金と清算基金とで別個に設定する。 ・ 金銭担保保管上限額は、前営業日に算出した当初証拠金及び清算基金の各所要額に1.3を乗じた額とする。なお、市場環境等を踏まえ当社

項目	内容	備考
		<p>が必要と認めた場合には、当該上限額の変更を可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本銀行での金銭担保保管上限額を超過し信託銀行への信託設定による方法で保管された金銭担保は、コラテラル手数料（項番2参照）の対象となる。
2. 信託銀行への信託設定により保管された金銭担保に係るコラテラル手数料への追加	<ul style="list-style-type: none"> 信託銀行への信託設定により保管された金銭担保保管額に応じて新たに発生するマイナス金利相当の信託報酬を負担いただくものとして、当該負担に相当する額をコラテラル手数料へ追加する。 追加するコラテラル手数料は、以下のとおり算出する（計算期間の各日において次の算式により算出される額を合計する）。 （当該日において、当社に金銭で預託された当初証拠金等のうち、信託設定により保管された金額の各清算参加者における合計額）$\times 1 / 365 \times$（追加信託報酬率） 	<ul style="list-style-type: none"> 追加信託報酬率は、日本銀行の政策金利（マイナス金利の場合に限る。）に「▲1」を乗じた利率とする。 コラテラル手数料の計算は四半期ごとに行う。
3. その他	<ul style="list-style-type: none"> 信託銀行への信託報酬の変更に伴い、コラテラル手数料のうち、代用有価証券の管理に係る費用について、以下のとおり見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 国債証券の管理に係る費用 （当社に国債証券で預託された当初証拠金等の額面金額の各清算参加者における合計額を、計算期間において平均した額）\times（計算期間の日数）$/ 365 \times 0.11 / 10,000$ (ii) 米国財務省証券の管理に係る費用 <ul style="list-style-type: none"> ①（当社に米国財務省証券で預託された当初証拠金等の額面金額の各清算参加者における合計額を、計算期間において平均した額）\times（計算期間の日数）$/ 365 \times 0.11 /$ 	<ul style="list-style-type: none"> ①の当社に米国財務省証券で預託された当初証拠金等の額面金額については、円換算した額とする。

項目	内容	備考
	<p>10,000</p> <p>②(当社に米国財務省証券により預託された当初証拠金等の各月末日の経過時点における額面金額の各参加者における合計額) × (当該各月の日数) / 365 × 0.8 / 10,000</p> <p>③10米ドル × (各清算参加者が、当初証拠金等に関して、各月において当社に米国財務省証券の預託又は返戻の指図を行った回数)</p>	
4. 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年4月とする。 	

以上